

○ 犯罪被害者等に対する110番支援システム運用要領の制定について
(通達)

令和2年11月13日付け通指甲達第23号、
県相甲達第16号、人少甲達第73号、
捜一甲達第54号、組対甲達第36号
石川県警察本部長から部課署長あて

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、脅迫・恐喝や性的犯罪事案、暴力団関係事案等は、再被害のおそれ又は重大事案に発展するおそれが極めて高いと認められ、相談受理時等の事案認知の初期段階から組織的な対応が必要である。

同種事案の被害者等から110番通報があった場合に、迅速な現場臨場と適切な保護対策に資するべく、犯罪被害者等に対する110番支援システムを運用するにあたり、その要領を別添のとおり制定したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

犯罪被害者等に対する110番支援システム運用要領

第1 目的

この要領は、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、脅迫・恐喝や性的犯罪事案、暴力団関係事案及びその他の犯罪に係る被害者及びその関係者（以下「被害者等」という。）に関する情報を110番支援システム（以下「システム」という。）に事前登録することにより、その者からの110番通報に対する迅速な現場臨場と適切な保護対策を図り、もって被害者等の生命、身体等に対する被害を防止することを目的とする。

第2 概要

被害者等の住居、氏名、電話番号等をシステムに事前登録し、登録された電話番号から110番通報がなされた場合、関係警察署等に対し、無線指令等により登録された被害者情報を提供する（別紙1「110番支援システム概要」のとおり。）。

第3 登録

1 対象者

下記事案における被害者等とする。

- (1) DV事案
- (2) ストーカー事案
- (3) 脅迫・恐喝事案
- (4) 再被害防止対象事案
- (5) 暴力団関係事案
- (6) その他、関係所属長がシステムへの登録を必要と認めた事案

2 登録情報

登録情報は、被害者等が作成した「110番支援システム登録申請書」（別記様式第1号）（以下「登録申請書」という。）及び「110番支援システム更新・変更申請書」（別記様式第2号）（以下「更新・変更申請書」という。）に記載された事項等とする。

3 登録期間等

(1) 登録期間

登録日から6か月間

原則、登録期間終了後、システムから解除する。

(2) 更新

被害者等から登録更新の意思表示があった場合は、必要に応じて更新するものとする。

その他、警察署長及び警察本部担当課長（以下「担当課長」という。）が特に必要と判断した場合は、更新するものとする。

4 登録等の手続

(1) システム概要の教示

警察署長は、システムへの登録が必要と認められる被害者等を認知した場合は、被害者等にシステム概要を教示し、登録の意向を確認すること。

ただし、児童虐待の場合などで被害者の登録の意向を確認できない場合は、警察署長と担当課長が協議することとする。

(2) 登録申請書の受理及び仮登録

警察署長は、システムに登録する際には、別紙2「石川県警察110番支援システムに関する注意事項」に登録期限を記載して被害者等に交付するとともに、被害者等から登録申請書を受理し、速やかにシステムへの仮登録を行うこと。

また、生活安全部通信指令課長（以下「通信指令課長」という。）に即報するとともに、関係警察署等に必要な情報を提供するなど、緊密な連携を図ること。

(3) 本登録依頼

ア 登録申請書を受理し仮登録を実施した警察署長は、登録申請書を担当課長へ速やかに送付し、システムへの本登録を協議するものとする。

イ 担当課長は、前記アの協議の結果により本登録する場合は、通信指令課長に登録申請書を送付し、システムへの本登録を依頼するものとする。

ウ 通信指令課長は、担当課長の依頼により、仮登録情報をシステムに本登録するものとする。

(4) 更新、変更

警察署長は、被害者等から登録更新又は登録内容変更の申出を受け、相当と認めた場合は、被害者等から更新・変更申請書を受理し、通信指令課長に即報のうえ、速やかに前記(2)及び(3)に準じた手続を行うこと。

(5) 解除

警察署長は、登録期間が終了した場合又は登録期間中に登録の必要がなくなったと認めた場合は、速やかに「110番支援システム解除依頼書」（別記様式第

3号)を作成のうえ、担当課長を通じて通信指令課長へ送付すること。

5 その他

本部内所属が登録等を担当する場合は、警察署長を当該所属長に読み替えるものとする。

第4 留意事項

1 被害者等に対する教示

登録した被害者等に対しては、システムの概要及び趣旨等を説明のうえ、「石川県警察110番支援システムに関する注意事項」を十分に理解させること。

2 職員に対する指導教養

所属長は、システムの目的、概要、留意事項等について指導教養を行うこと。

3 署員に対する周知徹底

警察署長は、システムの登録者、登録内容等について関係する可能性のある全ての職員（地域課員、当直員等）に対し、周知徹底すること。

4 速やかな仮登録等手続

システムへの仮登録、解除依頼等の手続は、無用なトラブルを防止するためにも速やかに行うこと。

5 登録情報の保密

加害者等に対し、システムへの登録事実や被害者等の情報を告知するなど、不用意な言動は厳に慎むこと。

附 則

この要領は、令和2年11月16日から施行する。